

福山市聴覚障害者地域活動支援センター運営委員会設置要綱

福山市聴覚障害者地域活動支援センター

第1条 (目的)

福山市聴覚障害者地域支援活動センター（以下「センター」という）の円滑かつ適正な運営を図るため、福山市聴覚障害者地域活動支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第2条 (役割)

運営委員会は、次に掲げる事項について、センター所長の諮問に応じ審議し、又は建議することができる。

- (1) 規程第4条に掲げるセンター事業の計画及び運営に関する事項
- (2) 規程第6条第1項（関係者との連携）、第7条各項（緊急時の対応）及び第8条第1項（権利侵害等の防止）に掲げるセンターの運営に関する事項
- (3) 規程第6条第2項後段に掲げる利用者の責務に関し、利用者が違反した場合の対応に関する事項
- (4) 規程第8条に関し、センターの利用者から苦情があった場合の苦情処理に関する事項
- (5) その他必要な事項

第3条 (委員)

運営委員会の委員は10人程度とする。

2 委員は障害者の福祉に関する識見を有する者のうちからセンター所長が委嘱する者をもって充てる。

3 委員のうち最低3人については、聴覚障害者である者以外を選任するものとする。

4 運営委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

第4条 (任期)

委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第5条 (会議)

委員会の会議は、年2回以上開催するものとする。

2 会議は委員長が招集し、議長となる。

3 会議の定足数は過半数とし、出席委員の過半数をもって決する。

4 会議には、センター職員の出席を求めることができる。

第6条 (専門会議)

利用者の苦情に応じるため、運営委員会の決定により別に専門会議を置くことができる。

2 専門会議は前項の決定により定められた事項について審議し、審議の結果は運営委員会の委員長に報告するものとする。

3 専門会議の委員は運営委員の中から選任し、議長は委員長以外の者を充てるものとする。

4 専門会議には第3条3項に掲げる委員が含まれていなければならない。

第7条 (利用制限など)

センターの運営に関し、センターの利用者が規程第6条第2項の責務を果たさず他の利用者を阻害するとして、センターの利用を制限し又は利用登録を抹消しようとするときは、前条第1項にかかげる専門会議の審議を経て、運営委員会にて審議し決定するものとする。

付則 この要綱は、2009年10月30日から実施する。